

津島市業務継続計画
【風水害対策編】

平成 26 年 3 月
津島市

津島市業務継続計画【風水害対策編】

目次

1 業務継続計画の目的と方針

(1) 業務継続計画の目的	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 業務継続計画の必要性	3
(4) 業務継続計画の位置づけ	5
(5) 業務継続計画の基本方針	7
(6) 発動と解除	7

2. 計画策定の前提

(1) 想定風水害と想定条件	8
(2) 被害想定	9
【参考】本庁舎の概要	11

3. 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法	13
(2) 非常時優先業務の選定結果	15

4. 非常時優先業務実施体制

(1) 職員の参集	16
(2) 職員・家族の安否確認	17
(3) 職員の勤務体制	18
(4) 応援体制の確立	20

5. 業務執行環境の確保

(1) 庁舎内における執務環境の確保	21
(2) 情報システムの機能確保	22
(3) 電力・燃料の確保	23
(4) 通信手段の確保	23
(5) 情報の収集と発信	23
(6) 職員の非常用食料、飲料水等の確保	23
(7) 資機材等の確保	24
(8) 協定等による調達	24

6. 今後の取組

(1) 業務継続管理	25
(2) 訓練・教育の実施	25
(3) 対策班のマニュアル整備	25
(4) 指定管理者等への周知と連携	27

1 業務継続計画の目的と方針

(1) 業務継続計画の目的

自治体は、大規模な災害や事故に遭遇し業務遂行能力が大きく低下した状態であっても、行政サービスを停止させることは許されない。市民の生命・財産を守り、早期に市民生活を復旧させるために業務を継続・早期再開する責務がある。

業務継続計画は、不測の事態が発生した場合であっても、行政機能を維持継続するために講ずべき業務及びその手順と必要な資源（人員、資機材等）の確保・配分をあらかじめ取り決め計画とするものである。

津島市業務継続計画では、こうした業務継続計画の趣旨に則り、大規模災害等の発生を想定し、非常時優先業務*1の実施体制を確保し、適切に業務を実施することを目的とする。

*1：「非常時優先業務」については、(4) 業務継続計画の位置づけ (5 頁) に説明。

(2) 業務継続計画の効果

中央省庁業務継続ガイドライン第1版（平成19年6月）によると、業務継続計画の効果としては、①発災直後の業務レベルの向上、②業務立ち上げ時間の短縮、この2つの効果があるとされている。

- ①非常時に実施すべき業務を明確化することにより、発災直後から応急対策業務に着手することが可能となることから、発災直後の業務レベルを向上させる。
- ②限られた資源を実施すべき業務に集中することができ、効率よく業務の復旧・再開に取りかかることが可能となる。その結果、業務立ち上げ時間の短縮が図られる。

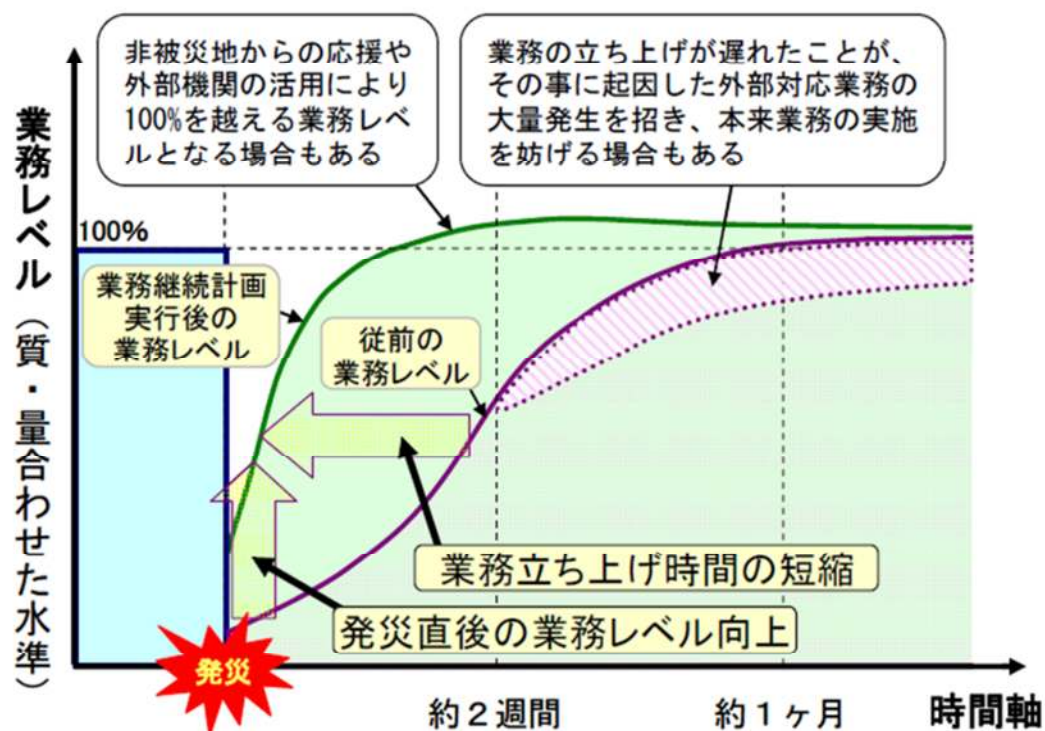
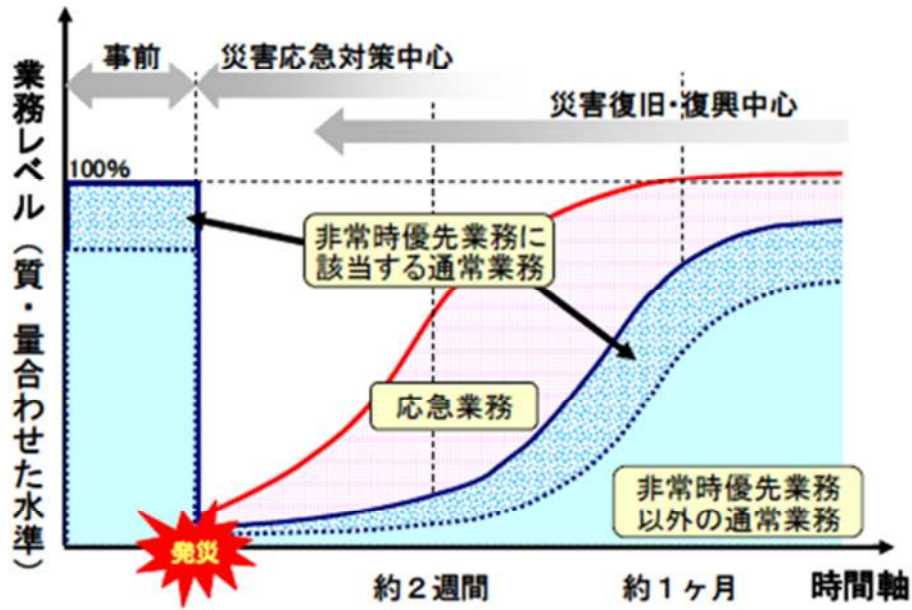
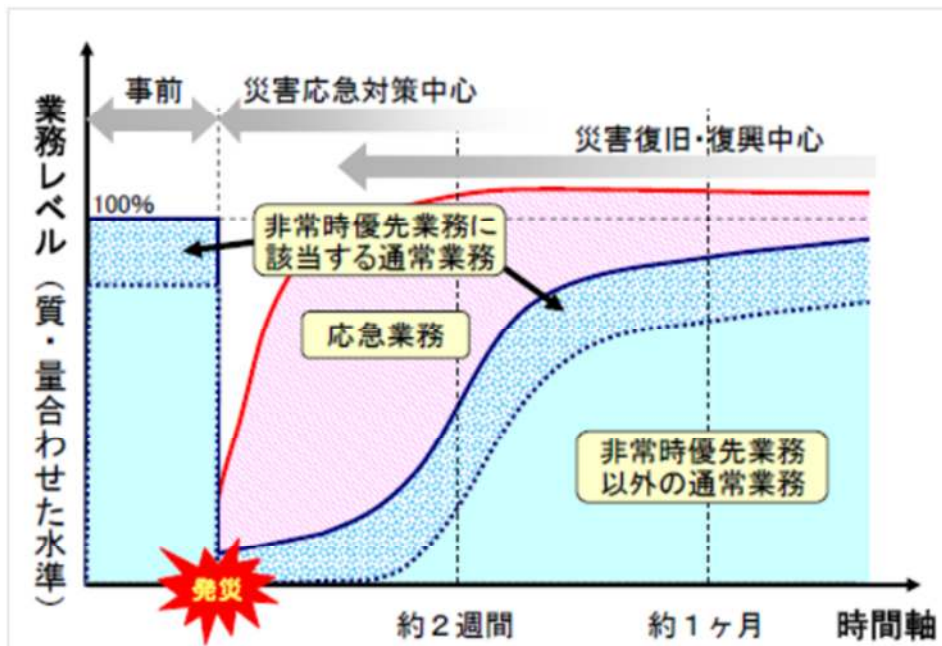
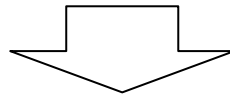


図 1-1 業務継続計画の実践に伴う効果の模式図

出典：内閣府『中央省庁業務継続ガイドライン第1版』（平成19年6月）



〈業務継続計画導入前〉



〈業務継続計画導入後〉

図 1-2 業務種別の発災後の業務量推移模式図

出典：内閣府『中央省庁業務継続ガイドライン第1版』（平成19年6月）

■業務継続計画／BCPの名称について

緊急時の重要業務の継続を目的とした計画は、民間企業では「事業継続計画」、行政では「業務継続計画」とされる場合が多い。米国、英国等における英語名では、いずれもBCP（Business Continuity Plan）と呼ぶ。

(3) 業務継続計画の必要性

① 地方公共団体としての社会的責任

津島市の行政サービスが停止した場合、市民の生活ならびに地域の経済活動に大きな影響を及ぼすことになる。巨大地震や大規模風水害などにより市内で大きな被害が生じた場合には、まずは救助・救援活動などの応急対策を迅速に進めなければならない。また、市の業務は市民生活・地域経済に直結する業務であるがゆえに、災害時において速やかに復旧しなければならない実務も多数あり、その社会的責任は非常に大きい。

ひとたび大規模災害が発生した場合には、市職員の参集がままならない事態も多分に考えられる。こうした事態に陥ったとしても、必要な業務を継続できるようにする体制を整備することが市には求められている。

また、市（行政機関）が業務継続計画を策定することは、大規模災害等による不測の事態が発生した場合の備えとしての説明責任を果たすことになる。たとえば、行政サービスは民間企業の事業継続にも大きく影響している。社会経済活動の復旧において行政に期待されるニーズに対応する場合の根拠となる。

② リスク発生に関する懸念の高まり

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、過去の想定をはるかに超える巨大地震であり、それに伴う津波は甚大な被害をもたらした。これを受けて、中央防災会議では、南海トラフ沿いで発生する大規模地震について、東海地震と東南海・南海地震が同時に発生することを想定した検討が加えられることとなった。南海トラフ巨大地震はマグニチュード 8～9 クラスの地震が 30 年以内に 60～70% 程度の確率で発生すると指摘（地震調査推進本部／平成 25 年 5 月）されており、仮に発生すれば西日本を中心に広範囲に被害が及ぶ災害となることから、最悪のシナリオを前提とした対策を検討する必要性が生じている。

また、地球規模の気候変動に伴い豪雨頻度が増加傾向にあると言われ、毎年のように人命や財産に多大な影響を及ぼす風水害が発生している。今後も、気候変動の影響により大雨や集中豪雨の発生頻度が高まることが指摘されている。

自然災害に関しては、災害規模の甚大化、発生頻度の高まりといった面で、発生リスクが従来より増しており、業務継続計画の必要性が高まっているといえる。

③3.11 以降の認識の高まり

東日本大震災以後、官民間問わず、業務継続計画の重要性に対し改めて注目が集まったといわれている。地方公共団体に対し、業務継続計画の策定状況について聞いたところ、策定済みと答えた団体は全体では約1割と低く、自治体別にみると、都道府県では約4割に達するものの、町村では3.5%にとどまっている（図1-3）。しかし、東日本大震災を踏まえて、策定に向けて検討中と答えた団体が市区で34.6%、町村で33.0%に及ぶなど、自治体の規模にかかわらず業務継続計画への認識が高まっている。

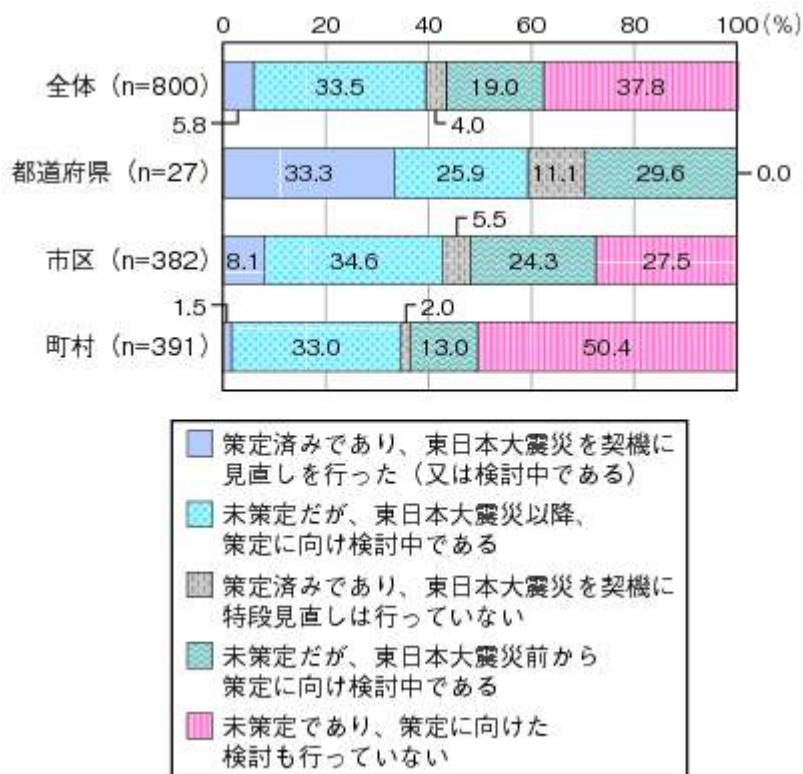


図1-3 業務継続計画（BCP）の策定状況

出典) 総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査（平成 24 年）」

(4) 業務継続計画の位置づけ

①業務継続計画の性格

本計画は、大規模災害発生時に全庁的な計画として機能する必要がある。そのため、津島市民病院ならびに津島市立看護専門学校を除くすべての部局の関与のもとで、災害発生から概ね1ヶ月程度で業務着手しなければならない非常時優先業務とこれを確実に実施するための全庁体制ならびに各部局の任務を整理した。

本計画は、大規模災害発生時に全職員が行動指針として活用する計画となることはもちろんのこと、平常時より、計画の趣旨及び非常時優先業務に対する認知と浸透を促すとともに、業務実施を妨げる課題の解消・軽減に向けた対策の検討と実施、各部局におけるマニュアルの整備及びマニュアルに基づく訓練の実施といった取り組みを推進する役割をあわせもつ計画となる。

②地域防災計画と業務継続計画の比較

「地域防災計画」は、災害対策基本法第42条に基づき、津島市防災会議が策定する法定計画である。津島市、防災関係機関、市民及び事業者が災害への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画であり、対応すべき対策を漏れなく記載している。

「業務継続計画」は、特定の被害状況を前提としつつ、人、モノ、情報、資金、公共インフラ等利用できる資源の制約がある状況下において、非常時優先業務（応急対策業務、早期に施すべき復旧業務、優先度の高い通常業務）を特定し、その業務の継続・早期実施に必要な手順等を定める津島市独自の計画である。資源に制約がある状況で非常時優先業務を遂行することとなるため、通常業務の中には中断するものもある。

「地域防災計画」と「業務継続計画」の比較を表1-1に整理する。

③非常時優先業務

大規模災害発生時に市民の生命・財産を守り早期に市民生活を復旧するため、市として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

本計画で対象とする非常時優先業務は図1-4に記すとおり、地域防災計画で位置づける「応急対策業務」、同復旧業務のうち「早期に実施すべき復旧業務」、ならびに「優先度の高い通常業務」で構成される。

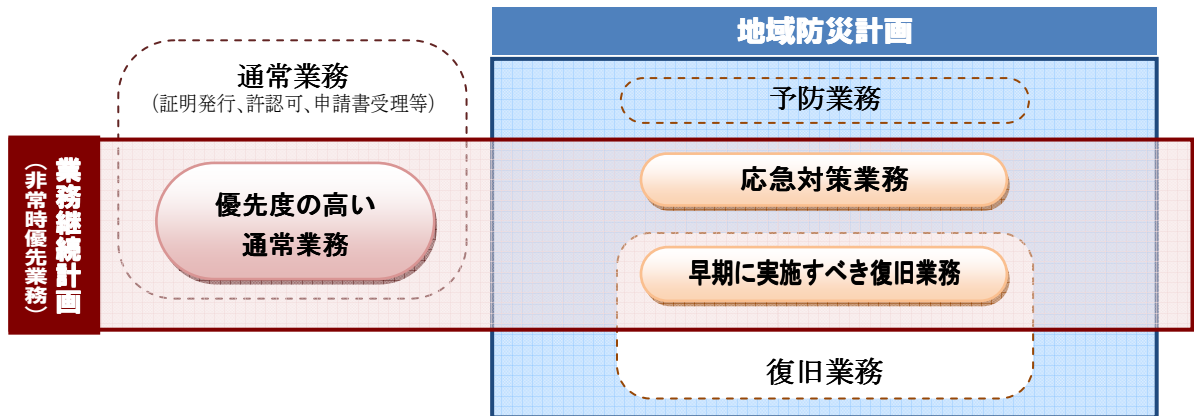
④業務継続計画の対象範囲

本計画は、大規模災害が発生した場合における、津島市の執行機関である市長部局、教育委員会、監査委員事務局及び市議会事務局での業務継続を適用対象とする。

ただし、市長部局に属しているが、津島市民病院及び津島市立看護専門学校については、医療機関として高度に専門的であること及び独立した業務継続計画の策定を進めていることから、本計画の対象外とする。

なお、非常時優先業務の実施を民間企業等の外部の主体に依存している場合には、それらの主体が呼応できるようにする措置も業務継続計画に含んでいる。

図 1-4 業務継続計画（BCP）で扱う非常時優先業務の業務区分



※「応急復旧業務」＝「応急対策業務」＋「早期に実施すべき復旧業務」

表 1-1 地域防災計画と業務継続計画の比較

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・市が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性を確保する計画）。
行政の被災	・行政の被災は特に想定する必要はない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災を受けることが前提。利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務を対象とする。 予防業務 応急対策業務 復旧対策業務	・非常時優先業務を対象とする。 応急対策業務 早期に実施すべき復旧業務 優先度の高い通常業務
業務開始目標時間	・目標時間の設定は必要事項ではない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。 ※必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開催・再開する。
計画期間	・予防～応急対策、復旧・復興期まで	・発災から災害応急対策がおおむね完了したとする期間。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレ等の確保について記載する。

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【手引き】」

（平成 22 年 4 月／内閣府） ※一部加筆修正。

(5) 業務継続計画の基本方針

津島市は、大規模災害等の発災時における市の責務を全職員が共有し全うするため、以下の3つの基本方針に基づき業務継続の推進に取り組むものとする。

《業務継続計画の基本方針》

- ①大規模災害による被害を可能な限り軽減することを最大の目的とし、そのために**非常時優先業務の遂行に全力を挙げる**こと。
- ②**非常時優先業務の遂行のために必要な資源の確保と適切な配分を行う**こと。
- ③全庁的取り組みとして**平常時から業務継続力の向上に努める**こと。

(6) 発動と解除

業務継続体制の発動と解除の基準を以下（表 1-2）のとおり定める。

表 1-2 業務継続体制の発動と解除の基準

項目	基準
発動	・災害対策本部非常配備基準（風水害）の第3次非常配備のとき、災害対策本部長の宣言によって本計画に定める体制を発動する。
解除	・災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときに、本計画に定める体制の解除を宣言する。その時点をもって非常時の業務継続体制を解除する。

2. 計画策定の前提

(1) 想定風水害と想定条件

過去に本市に大規模な被害を及ぼした風水害としては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年梅雨前線豪雨、昭和49年集中豪雨、昭和51年集中豪雨（豪雨・台風17号）などがあげられる。近年では、平成12年東海豪雨でも多くの浸水被害を被った。

本市は海拔0m地帯が広大であり、過去に幾度も水害を経験してきている。水害には極めて脆弱な都市であることを十分に踏まえた上での対応が求められる。

本計画では、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」において危機管理行動計画を策定する際の前提となった「スーパー伊勢湾台風」を想定するものとした。

なお、「スーパー伊勢湾台風」とは、昭和34年の伊勢湾台風を超える、これまでわが国で観測された最大規模の台風(1934年室戸台風級)が伊勢湾岸地域に対して最悪のコースをたどった場合の台風と定義している。

図2-1 浸水被害想定イメージ
(高潮・洪水による複合災害)



資料：危機管理行動計画（第二版）概要
東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会
(平成21年3月)

【想定風水害】

平成21年3月に「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」が危機管理行動計画（第二版）を公表している。これによると高潮と洪水による複合災害が想定されている。

○高潮の想定（スーパー伊勢湾台風）

- ・台風の規模：既往最大の台風である室戸台風（上陸時の中心気圧910hpa）
- ・台風の進路：伊勢湾台風の進路で名古屋に最も影響を与えるコース
- ・破堤箇所：防護ラインを越流した際に最も浸水深が最大となる箇所
- ・堤防高：計画堤防高

○洪水の想定

- ・計画降雨：気候変化を考慮した計画降雨。
(今世紀末には降雨量が約1.3倍増加する。)
- ・破堤箇所：各河川（庄内川、木曾川、長良川、揖斐川）で1箇所とし、ゼロメートル地帯における浸水が最大となる箇所。
庄内川左岸（17.2km）、木曾川左岸（21.8km）、
長良川右岸（19.0km）、揖斐川右岸（27.2km）
- ・堤防条件：庄内川のみ計画堤防高とし、その他の河川は現況堤防高。

(2) 被害想定

前述の危機管理行動計画（第二版）を参考にしつつ、想定風水害による被害想定を以下の通り整理した。

表 2-1 被害想定（風水害）

項目	被害想定	参考
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18 時に桑名市の高潮堤防を越流し、高潮による浸水が始まる。風速は 20m/s を超える暴風となる。 ・ その後、22 時には台風は日本海に抜けるが、浸水域が拡大し、翌日 1 時には各河川で破堤し、浸水範囲が広がる。 	危機管理行動計画（第二版）想定シナリオより
浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー伊勢湾台風による高潮被害については、18 時に越流した高潮は翌日 1 時に東名阪自動車道に達し、その後本市東部の南から浸水する。この時点では最大浸水深は 1.0m 未満。その後本市東部（日光川左岸側）は北部のごく一部を残して浸水する。 ・ ほぼ同時刻の翌日 1 時に木曾川左岸が破堤することにより、同 3 時から本市西部において洪水による浸水被害が発生する。徐々に浸水域は拡大し 12 時の時点で本市の西部（日光側右岸側）全域が浸水する。 ・ 本市における排水作業は 2 週間までには完了すると想定する。 	危機管理行動計画（第二版）
人的被害 （死者） （負傷者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害としては、死者、負傷者の発生が想定される。 ：伊勢湾台風での死者数に準じるものとして 1 人程度発生すると想定する。 ・ 同様に、重症者 200 人、軽傷者 1,200 人程度を見込む。 	伊勢湾台風時の被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者数 1 人 ・ 重症者 216 人 ・ 軽症者 1,120 人
建物被害件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床上浸水 : 約 19,800 戸（＝全世帯×88.7%） （想定浸水深 0.5m 以上のエリア割合 88.7%） 	危機管理行動計画（第二版）
交通機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国県道、市道はいずれも浸水により通行不能。立ち往生する自動車が発生し、救助が必要となる。 ・ 鉄道は、台風の到来を予見して運休。翌日より安全が確認され次第徐々に復旧する。おおむね 3 日以内には復旧すると予測する。 	
ライフライン （上水道） （下水道）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間に及ぶ浸水により、復旧が長期化する恐れがある。 ： 上水道については、水源及び配水場の電気関係が稼働不能となることによる断水が発生する。 ： 浄水場の機械室が水没する、または電力供給が停止することにより、復旧に日数を要する。 ： 浸水でマンション等の受水槽ポンプが故障し、給水できず断水となる場所が多数発生する。 ： 下水道については、浸水時には雨水がマンホール、汚水桝等の隙間から侵入するため、下水道の流量が増える。下水道管の流下能力を超えると各家庭等からの汚水排除ができなくなる。 ： 処理場のポンプ並びに制御装置等の障害により機能停止する。 ： 汚水や薬品の流出による環境汚染が発生する。 ： マンホール蓋が浮き上がり外れる。 	危機管理行動計画（第二版） <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道終末処理場における浸水深 2.5m

(都市ガス)	: ガス製造設備に被害はなし。基本的にガスの供給は継続される。二次災害の恐れがあると判断された場合のみ供給が停止される。	
(LP ガス)	: LP ガス容器の流出、LP ガス供給設備・消費設備の水没により使用不能。	
(電力)	: コンセント等電気設備の冠水に伴い、床上浸水以上の家屋で停電が生じる。浸水が解消された地域から順次復旧する。	・ 停電：約 19,800 戸 (全世帯の 88.7%)
(電話)	: 固定電話については、家庭、店舗・事務所などの 1 階が水没することにより電話機が使用不能となる。 : 携帯電話については、基地局の一部が浸水により機能停止することにより、携帯電話サービスが受けられない箇所が生じる可能性がある。	・ 電話：約 7,300 戸 (全世帯の 32.9%)

③本庁舎の被害予測

津島市庁舎の 1 階部分の高さは地盤面 (GL: グランドレベル) からプラス 1.0m の高さとなっている。しかしながら、高潮・洪水の複合災害が生じた際の最大浸水深は 2.0m 以上 3.0m 未満と予想されており、本庁舎の 1 階部分が 1.0m 程度水没するような事態を想定しておく必要がある。

その場合の本庁舎の被害としては、以下のような被害が予想される。

表 2-2 本庁舎で予想される被害状況

項目	予想される被害
建物・執務室	・冠水による 1 階フロアの使用不能。 ・庁舎への出入りに支障を来すため、応急対応などに大きな障害となる。
水道	・上水道が給水停止となり飲料水が途絶える。トイレが使用不能となる。
ガス	・ガス管路が破損した場合には、供給停止の可能性が生じる。
電力	・庁舎が水没した場合、受電設備やコンセント等からの漏電の危険があるため、電気設備や情報システムの利用ができなくなる。 ・業務再開には自家発電設備からの通電が必要となる (約 13 時間使用可能)。 ※ただし水冷式のため、水道断水時は使用不可。
電話・通信	・固定電話については水没により使用不能となる可能性がある。

【参考】本庁舎の概要

①市役所本庁舎建築物の諸元

建築時期	昭和 51 年 5 月竣工
敷地面積	14,530.63 m ²
規模	RC 造 5 階建て 塔屋 1 階 延べ面積 7,207.02 m ² 、建築面積 2,265.20 m ²
高さ	最高高 28.5m 軒高 21.0m 階高 3.8m (1 階 4.8m) 1FL=GL+1.0m (TP+0.05m)
基礎杭	PC パイル φ 500 mm (L=44m 173 本、L=45m 10 本)
高架水槽	容量 6 t (平均的な使用量は 30t/日)
受変電設備 (1 階電気室)	6,600V 設備容量 800kVA
非常用発電機 (1 階自家発電室)	ディーゼルエンジン 150kVA (220V) 水冷式 (断水時使用不可) 燃料：軽油 (500ℓ)、連続 13 時間使用可能 ※非常用発電機については、平成 26 年度より改修事業に着手する予定。能力、設置位置については被害想定を勘案して今後決定する。

②各階配置

1 階	市民課、保険年金課、福祉課、高齢介護課、出納室 空調機械室、電気室、自家発電室、食堂
2 階	税務課、収納課、人権推進課、生活環境課、産業振興課、農業委員会、児童課、学校教育課、社会教育課
3 階	市長室、副市長室、企画政策課、人事秘書課、総務課、財政課、 コミュニティ推進課、地域安全課、電算室、電話交換室
4 階	計画建築課、都市整備課、上下水道管理課、工務課、下水道課、監査事務局、 大会議室
5 階	議場、委員会室、議員控室、議会事務局
PH 階	機械室、愛知県高度情報通信ネットワーク・Jアラートサーバー

③通信機能

愛知県高度情報通信ネットワーク、 Jアラート	アンテナ (地上・衛星)：屋上に設置 サーバー：塔屋機械室に設置 (蓄電池により停電から 1.5 時間使用可能)
ネットワーク機器等	サーバー 庁舎 3 階電算室に設置 (UPS により停電から 15 分使用可能) 総合保健センター、神守支所、生涯学習センター、 神島田連絡所については、中部テレコミュニケーション(株)の光ケーブルにより接続。 住民票・税データのバックアップは、毎日 1 回、クラウド対応にて実施。

④市役所庁舎内における拠点機能

災害対策本部の設置	3階会議室 (43 m ²)
リエゾンの待機、情報整理等	4階大会議室 (160 m ²)
災害の情報収集、伝達	3階地域安全課
職員の待機場所	各課フロア

◇受変電設備 (1階電気室)



◇自家発電設備 (1階自家発電室)



◇通信ネットワークアンテナ (屋上)



◇ネットワークサーバ (3階電算室)



地上波
アンテナ

衛星波
アンテナ

3. 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務の選定にあたっては、業務停止による「市民への影響度」を勘案し、市の全ての通常業務ならびに災害発生時に災害対策本部の分掌任務として予定されている応急対策業務、復旧対策業務の中から、担当部局への照会、ヒアリング調査等を通じて、緊急性が高く優先して実施すべき業務を抽出したものである。

また、業務の抽出作業とともに、緊急性や重要性を勘案し、当該業務の着手時期の目標設定も行った。着手時期は実際の災害対応時の実施状況などを目安にしながら、「24 時間以内」、「3 日以内」、「1 週間以内」、「2 週間以内」、「1 か月以内」の 5 つの区分に分け設定した。

「優先度の高い通常業務」の中には、特定の期日以内に業務を処理することが法で定められているものもあり、これらの業務については既往の大規模災害における対応事例を参考としつつ、着手時期を設定した。

着手時期は業務継続を実施する際の目安として設定したものであり、災害時にあつては災害の状況、職員の参集状況、庁舎の被害状況により、着手時期が遅れたり優先順位が逆転したりすることも十分に考えられる。

表 3-1 非常時優先業務の着手時期

着手時期	着手目標
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none">・業務継続体制が発動された時点から 24 時間以内に業務に着手することを目標とする。 ※災害対策本部非常配備基準の第 3 非常配備の時に、災害対策本部長が業務継続体制を宣言した場合は、その時点から 24 時間以内に着手することを目標とする。・なお、業務によっては、ただちに着手することを目標とするもの、3 時間以内に着手することを目標とするものなどがある。 ※これらについては、非常時優先業務一覧表中の備考欄に標記している。
3 日以内	<ul style="list-style-type: none">・業務継続体制が発動された日を含め、3 日以内に業務に着手することを目標とする。
1 週間以内	<ul style="list-style-type: none">・業務継続体制が発動された日を含め、1 週間以内に業務に着手することを目標とする。
2 週間以内	<ul style="list-style-type: none">・業務継続体制が発動された日を含め、2 週間以内に業務に着手することを目標とする。
1 か月以内	<ul style="list-style-type: none">・業務継続体制が発動された日を含め、1 か月以内に業務に着手することを目標とする。

なお、津島市業務継続計画では、災害時に実施すべき業務を「目標」-「大項目」-「中項目」の 3 つの分類し、類型化した。

表 3-2 津島市が災害時に実施すべき業務の類型

目標	大項目	中項目
I 市民の生命、身体、財産の保護	1 救助	①人命救助
		②消火活動
		③避難誘導・支援
		④交通手段の確保
	2 救援	①避難所開設・運営
		②応急給水の実施
		③食料確保
		④寝具確保
		⑤トイレ確保
		⑥暖房機器等生活必需品の確保
		⑦災害時広報
	3 住宅の確保	①応急危険度判定
		②応急修理
		③見なし仮設住宅の確保
		④仮設住宅の建設
		⑤遠距離避難あつせん
	4 健康維持	①医療対策
		②健康支援
		③福祉対策
	5 生活環境維持	①防疫業務
		②感染症予防
	6 被災者支援	①り災証明の発行
		②税の減免
		③見舞金・義援金等
		④障がい者支援
		⑤高齢者支援
		⑥子育て支援
		⑦外国人支援
7 教育の再開	①学校施設の復旧・修理	
	②被災児童・生徒への支援	
II 社会経済活動の復旧	1 社会機能の維持	①許認可事務
		②文化財保護
		③選挙
	2 インフラの維持・復旧	①水道の確保
		②道路の応急復旧
		③下水道施設の復旧
		④廃棄物処理
		⑤復興手続き（建築制限）
	3 産業支援	①地域経済の早期復旧支援
②農林水産業の早期復旧支援		
III 市役所の業務継続体制の確保	1 災害対策本部の設置・運営	①被害報の作成
		②災害対策本部の運営
		③関係機関との渉外
		④総合相談窓口の開設
	2 組織機能の維持	①職員の参集、安否確認
		②組織運営
		③予算・決算関係部署の機能維持
		④職員の休憩場所・水・食糧の確保
	3 庁舎・施設の維持	①庁舎等の安全確認（応急危険度判定）
		②庁舎等の機能確保
	4 通信・情報システムの確保	①高度情報通信ネットワークの維持
		②電話、衛星電話等通信確保
		③その他情報システムの確保

(2) 非常時優先業務の選定結果

地震編・風水害編別、着手時期別、課別（担当班）に非常時優先業務の数を集計した結果は以下の通りである。

表 3-3 非常時優先業務の選定結果【風水害対策編】

No	担当部	課	非常時優先業務/着手時期					計	災害対策本部 担当班
			24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内		
1	市長公室	企画政策課	6			1		7	情報班
2		人事秘書課	5	2	5			12	職員班
3	総務部	総務課	5					5	総務班
4		財政課	5	3				8	財政・調達班
5		税務課	4			2	3	9	調査班
6		収納課	6(4)				1(1)	7(5)	調査班 ※1
7	市民協働部	コミュニティ推進課	3					3	総務班
8		市民課	4(3)		1	4		9(3)	避難所班 ※2
9		地域安全課	9	2				11	総務班
10	生活産業部	人権推進課	4(2)					4(2)	避難所班 ※2
11		生活環境課	8	3				11	環境・輸送班
12		産業振興課	2			1	1	4	産業班
13	健康福祉部	福祉課	5	1	1	1	1	9	救助班
14		高齢介護課	3(1)	1		2		6(1)	救助班 ※3
15		児童課	1	7	2	2	1	13	教育施設班
16		健康推進課	5		1	1		7	救護班
17		保険年金課	2(2)	1		3	3	9(2)	救護班 ※4
18	建設部	都市整備課	5		1			6	土木班
19		計画建築課	3	1	4			8	建築班
20	上下水道部	管理課	1		2	1		4	給排水班
21		工務課	2	2				4	給排水班
22		下水道課	3(1)	1	1	1		6(1)	給排水班 ※5
23	消防本部	総務課／消防署	9			3		12	消防班／警防班
24	会計管理者	出納室	3		1	1		5	出納班
25	教育委員会	学校教育課	8		4			12	教育施設班
26		社会教育課	7			1		8	避難所班
27	監査委員会	事務局		1(1)				1(1)	救助班 ※3
28	市議会事務局	議事課	1	1	2			4	議会班
合計			106	25	25	24	9	189	()の重複分は除く

※1：下段の()内の数は税務課（調査班）と共同して実施する業務数。

※2：下段の()内の数は社会教育課（避難所班）と共同して実施する業務数。

※3：下段の()内の数は福祉課（救助班）と共同して実施する業務数。

※4：下段の()内の数は健康推進課（救護班）と共同して実施する業務数。

※5：下段の()内の数は工務課（給排水班）と共同して実施する業務数。

4. 非常時優先業務実施体制

(1) 職員の参集

① 非常配備の基準と体制

非常配備体制は津島市地域防災計画に次（表 4-1）のとおり定められている。職員の非常配備の編成は、この配備内容を基準とし、各班の長は非常配備における担当職員をあらかじめ定めておくこととなっている。

業務継続体制を発動したときは、これらの基準に則って全職員を動員し職員体制を確立することとなる。

表 4-1 非常配備の基準及び非常配備体制

【風水害】……………第3次非常配備のとき、災害対策本部長の宣言によって本計画に定める体制を発動する。

種別	基準	非常配備体制
第1次 非常配備	災害が発生する恐れがあり、災害の規模・態様等の推測が非常に困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき。	総務部長、市民協働部長、地域安全課長、地域安全課防災グループ職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2-1次 非常配備	1 次の各警報等の1以上が市域に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報	各部局長、地域安全課長、都市整備課長、工務課長、地域安全課防災グループ職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2-2次 非常配備	(4) 木曾川中流はん濫警戒情報 (5) 木曾川下流はん濫警戒情報 (6) 日光川はん濫警戒情報	各部局長、各課長、地域安全課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2-3次 非常配備	2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	各部局長、各課長級以上、各非常連絡員、地域安全課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第3次 非常配備	1 市の全域又は相当の地域に甚大な風水害が発生すると予想される場合で本部長が当該配備を指令したとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	全職員が配備につくものとする。

②職員の参集状況の確認

業務継続体制が発動された場合、職員班（人事秘書課）は各部（各課）から職員の参集状況を確認し、速やかに災害対策本部に連絡することとする。

③職員の参集に際しての任務

勤務時間外に業務継続体制が発動された場合、職員は自宅から参集するまでの途中の被災状況（とくに公共施設の被災状況）を目視で確認し、災害対策本部に連絡することとする。

④職員の参集に係る課題

業務継続体制が発動された場合は、原則すべての職員が災害対策本部員となり所属部署に参集することとなるが、職員の参集に関しては下記のような様々な課題が考えられる。こうした事態が生じることをあらかじめ想定した上で対策を講じておく必要がある。

【課題】

- 1) 勤務時間外に大規模地震が発生した場合などは、職員の参集に一定の時間を要する。被災状況によっては公共交通機関や自家用車の利用が見込めないことも十分に考えられる。よって徒歩による参集を想定しておく必要がある。
- 2) 勤務時間内であっても外出中・出張中の職員が参集できない可能性がある。
- 3) 初動期には課によって職員の参集状況に格差が生じることも想定される。
- 4) 本部長を含む幹部職員が参集できない状況も想定しておく必要がある。
- 5) 被災状況によっては、職員の身内に死傷者・行方不明者等が出て参集できないケースも想定される。
- 6) 業務継続体制が発動された場合の配属、任務、参集場所を職員が十分に周知しておらず、混乱を生じる可能性がある。
- 7) 初動時には長時間勤務を余儀なくされる可能性がある。
- 8) 業務内容によっては専門性を必要とする業務があるため、技術、経験を備えた職員（または人員）を必要とする班があることを想定しておく必要がある。

（２）職員・家族の安否確認

①職員の安否確認

非常時優先業務を着実に実施していくためには、人員を確保することが基本となる。職員は日ごろから、災害から自分自身の身を守る行動に心がける必要がある。

そして、業務継続体制が発動される場合には、自分自身の安否を直ちに災害対策本部に連絡できるよう、メールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておく必要がある。

②家族の安否確認

職員の参集を実現するためには、同時にその家族の安否確認を確実にかつ速やかに行うことが重要である。職員は日ごろから家族との間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認して、家族の安否確認を確実にかつ速やかに行うことができるよう準備しておかなければならない。

(3) 職員の勤務体制

①意思決定権限の明確化

発災直後の初動期にあつては、職員の参集率も低く、幹部職員が参集できていない状況を招く可能性が高い。しかしながら、各担当部署における業務の円滑な実施のためには当該班における指揮命令系統が明確となっている必要がある。

そのため、各部・班においては、部長・班長以下の職員の中で事案決定の代行順序をあらかじめ定め、明確化しておくこととする。

なお、災害対策本部長の職務の代行順序は以下のとおり定める。

表 4-1 災害対策本部意思決定権限 代行順序

	災害対策本部長の職務代理者の順序
津島市災害対策本部 意思決定権限	[第1順位] 副市長 [第2順位] 総務部長 [第3順位] 市民協働部長 [第4順位] 市長公室長

②職員の弾力的な配置

業務の着手時期別、課（担当班）別の非常時優先業務必要人員は表 4-2 に記す通りであり、通常時所属人員 433 人に対して、最低必要人員は 376 人となっている。

非常時優先業務は災害対策本部の班（基本は課単位で編成）ごとに担当業務を定めており、人員が不足している班（課）については、他班（課）の余剰人員を応援要員として充当することで市全体として機能するように人員配置を考慮している。

しかしながら、非常時優先業務の規模、必要とする人員数は被災状況によって大きく異なる。また、職員の参集状況によっても対応を改める必要が生じる。

特に発災直後にあつては職員の参集が十分でない状況が考えられるが、その場合であっても対策本部の意志決定、情報配信、人命救助、避難所の設置等の業務は機能し得る人員数が確保できるよう配慮する。

③職員の健康管理

災害発生直後の業務は多忙を極めしかも長時間の労働となる可能性が高い。また、応急対応業務から徐々に復旧業務、通常業務へと移行するまでは長期間を要すると想定されることから、非常時優先業務を継続的に遂行していくためには、職員の健康管理が重要である。

この点を意識し、食糧の確保、休息場所・トイレ等の確保、交替勤務のルールなど、事前対策を講じておくとともに、家族との連絡、一時帰宅等について配慮し、本人・家族を含めて職員の心身の健康チェックを行える体制を確保する。

表 4-2 課別、非常時優先業務必要人員【風水害対策編】

No	担当部	課	通常時 所属 人員※1	非常時優先業務/着手時期					最低 必要 人員	災害対策本部 担当班
				24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内		
1	市長公室	企画政策課	9	4	4	6	6	6	6	情報班
2		人事秘書課	10	3	5	8	8	8	8	職員班
3	総務部	総務課	7	3	3	3	3	3	3	総務班
4		財政課	7	4	7	7	7	7	7	財政・調達班
5		税務課	18	9	9	9	11	17	17	調査班
6		収納課	15	10	10	10	10	15	15	調査班
7	市民協働部	コミュニティ推進課	4	2	2	2	2	2	2	総務班
8		市民課	19	11	11	13	15	15	15	避難所班
9		地域安全課	6	6	6	6	6	6	6	総務班
10	生活産業部	人権推進課	10	6	6	6	6	6	6	避難所班
11		生活環境課	27	22	29	28	20	17	29	環境・輸送班
12		産業振興課	10	5	4	4	4	5	5	産業班
13	健康福祉部	福祉課	13	4	4	6	7	8	8	救助班
14		高齢介護課	19	11	13	11	7	7	13	救助班
15		児童課	46	1	38	39	34	36	39	教育施設班
16		健康推進課	21	13	13	14	14	14	14	救護班
17		保険年金課	25	8	11	14	19	19	19	救護班
18	建設部	都市整備課	10	17	17	15	11	7	17	土木班
19		計画建築課	14	9	10	12	5	5	12	建築班
20	上下水道部	管理課	6	1	1	2	2	2	2	給排水班
21		工務課	10	12	17	17	15	13	17	給排水班
22		下水道課	9	9	9	12	11	11	12	給排水班
23	消防本部	総務課/消防署	61	61	61	58	64	64	64	消防班/警防班
24	会計管理者	出納室	5	4	4	4	4	4	4	出納班
25	教育委員会	学校教育課	31	17	17	20	4	4	20	教育施設班
26		社会教育課	14	13	13	12	13	13	13	避難所班
27	監査委員会	事務局	2		2	2	2	2	2	救助班
28	市議会事務局	議事課	5	1	1	1	1	1	1	議会班
合計			433	266	327	341	311	317	376	

※1：通常時所属人員には部課長の人員は参入していない（平成 25 年度未現在）。

(4) 応援体制の確立

本市は、藤岡市、富岡市（以上群馬県）、羽生市、春日部市、富士見市（以上埼玉県）、藤沢市（神奈川県）、藤枝市（静岡県）、江南市（愛知県）の 8 市と「大規模災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

災害時等に災害対策本部の運営に必要な職員ならびに食糧、資機材、車両などが大きく不足する場合にあっては、大規模災害の概要を明らかにして、応援を要請することとする。

5. 業務執行環境の確保

(1) 庁舎内における執務環境の確保

① 庁舎等の空間利用

大規模災害発生時における庁舎の執務空間を明確化し有効に活用するため、執務空間利用の方針をあらかじめ定めておく。基本的な考え方は以下の通りである。

表 5-1 庁舎等の空間利用の方針

庁舎	階	平常時の用途	業務継続体制発動時
本庁舎	1 階	市民課、保険年金課、福祉課、高齢介護課、出納室、空調機械室、食堂	各課執務室 ※風水害により浸水した場合には、上階で対応する。
	2 階	税務課、収納課、人権推進課、生活環境課、産業振興課、農業委員会、児童課、学校教育課、社会教育課	各課執務室
	3 階	市長室、副市長室、企画政策課、人事秘書課、総務課、財政課、コミュニティ推進課、地域安全課、電算室、電話交換室	各課執務室
		会議室	災害対策本部
	4 階	計画建築課、都市整備課、上下水道管理課、工務課、下水道課、監査事務局	
		大会議室	連絡員待機所
	5 階	議場、委員会室、議員控室、議会事務局	
	委員会室	災害時職員休憩室	
	PH 階	機械室、愛知県高度情報通信ネットワーク・Jアラートサーバー	
神守支所			
神島田連絡所			
総合保健福祉センター	1 階		ボランティアセンター
	2 階	健康推進課	

② 本庁舎が使用不能の場合の執務環境の確保

災害対策本部が置かれる本庁舎が不測の事態で使用不能となった場合には、消防署、総合保健福祉センターなど利用可能な施設を活用して、執務環境の確保に努める。

(2) 情報システムの機能確保

①システムの維持

本庁舎の電算システムは、大規模災害等で主電源が停止した場合には UPS（無停電電源装置）により一定時間（約 15 分）サーバーの動作を継続できる。

電算システムは各業務を支える重要なインフラであることから、緊急時においてもシステムを極力維持させていくことが望まれる。そのため、システムへの電力供給及び空調が継続されるよう災害用非常用発電設備等の整備を進める。

②システムのバックアップ

電算システムのデータは、ハードディスクを複数化（バックアップは保健センターに設置）しているほか、外部委託業者にも保管されるシステムとなっている。

大規模な地震災害などに備え、クラウド化などによりデータのバックアップをより確実なものとしていくための対応を講じる。

③システムの復旧

緊急時においてシステムがダウンした場合、その復旧のためのシステム立ち上げについては、担当班である総務班（総務課）と外部委託業者で対応することとなる。

システムの復旧にあたっての手順を日ごろから訓練し操作できるようにしておくこと、外部事業者との間の契約の中で緊急時における対応を明確化しておくことなど、緊急時におけるシステム復旧体制を確実なものとしておく。

④システム停止時の対応

最悪の事態として、システムが一定期間停止せざるを得ない状況も想定しておく必要がある。そのため、システムを使用する非常時優先業務については、紙台帳を用いた業務継続の方法などをあらかじめ定め、台帳や様式の事前準備を行っておく。

⑤通信回線事業者との連絡

システム機器や電力に問題がなくても、外部の通信回線が確保されないことにより、情報システムが稼働しないという事態も想定される。非常時優先業務の実施を図るために市役所の通信回線を優先的に復旧することなどを取り決めた通信回線事業者との協定締結などを検討する。

⑥各部局で管理するシステム

本庁舎で使用する電算システム以外で、関係課がそれぞれに運用する情報システムについては、上記①～⑤に準じて対応策を講じることとする。

(3) 電力・燃料の確保

①電力の確保

災害対策本部が置かれ非常時優先業務の拠点となる本庁舎にあつては、災害用非常用発電機を設置している。

本庁舎のほか災害時に拠点施設となる施設にあつては、停電時等に備えた非常用電源の確保について検討を加え、優先順位の高いものから整備を進める。

災害用非常発電設備の供給量確保、配分のあり方については継続的に検討を加える。

②燃料の確保

現在のところ、災害時の燃料の供給に関する協定等の締結はなされていない。非常時優先業務の実施に支障を来すことがないように、協定の締結などを通じて燃料供給体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

①効果的な通信手段の活用

市及び各防災関係機関、支所、避難場所などの市内の防災拠点間については、通常の通信手が利用できない場合でも、携帯電話・一般電話の優先利用、災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話などを有効に活用して通信手段を確保する。

②愛知県高度情報通信ネットワークの活用

愛知県の機関、市町村及び防災関係機関には、愛知県が管理運用する高度情報通信ネットワークが活用できる。災害に強いネットワークをめざし地上系無線と衛星系無線の2ルート化が図られており、一般電話回線が使用できない場合でも関係機関との通信が可能である。

(5) 情報の収集と発信

①情報の収集

市内の被害状況や雨量、河川水位などの情報収集は、市独自の情報収集はもとより、国、県、気象庁などの情報を最大限利用し情報収集する。また、愛知県高度情報通信ネットワークを始めとする防災関連システムを活用して情報収集にあたる。

②情報の発信

市内の被害状況、避難所の設置運営などの情報は、市民の安全確保や避難行動に不可欠である。そのため、市民向けの情報発信には、津島市防災行政無線、J-ALERT、防災ほっとメール、ホームページ、ケーブルテレビ、FM ななみ、広報車、貼り紙・回覧など様々な手段を駆使して情報発信を行う。

一方、大規模災害を被った場合などは、他地域からの応援要員、ボランティアなどの支援が必要となる。そのため、市の被災状況や必要な応援物資などの情報を対外的に情報発信していくことを極めて重要となっている。こうした点を考慮し、マスコミへの情報提供を行うとともに、東日本大震災などで注目を集めたソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報の発信についても検討を図る。

(6) 職員の非常用食料、飲料水等の確保

非常時優先業務にあたる職員用の食料、飲料水等の確保を図る。備蓄する非常用食料・飲料水は7日分を目安とする。

食料・飲料水のほか、仮眠用の毛布、非常用トイレ、その他生活必需品の備蓄を進める。

(7) 資機材等の確保

非常時優先業務を実施する上で必要となる資機材や用品等については、あらかじめ一定量を確保する。また、災害発生後に迅速に調達できるように平常時からその調達先を確保しておく。

(8) 協定等による調達

大規模災害においては、食糧・飲料水、資機材等を備蓄だけで対応することは難しいと考えられることから、関係機関、各種団体、民間企業等からの調達により補完する。

例えば、本市においては、輸送用の自動車（トラック）、給水タンク車等を保持しておらず、これらの車両を確保することが不可欠となる。これらの調達を迅速に行うため、協定の締結等を進め実効性の確保に努める。

車両のほか、非常用トイレ、食料・飲料水、生活必需品など、関係機関、各種団体、民間企業等からの調達が必要となるものについては調達品・調達先をリスト化し、災害時における迅速な対応が図られるよう努める。

6. 今後の取組

(1) 業務継続管理

業務継続計画（BCP）は、市民の生命・財産を守り、早期に市民生活を復旧することが目的である。したがって、計画書作成がゴールではなく、一つの組織体として市役所の業務継続能力を高めていくことが目的を達成するうえで非常に重要な要素となる。

そこで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Act）の PDCA サイクルを展開し、生きた計画としていくためのしくみ、組織としての業務継続能力を継続的に維持・改善するプロセスを構築していく。

例えば、災害対策本部の運用について図上訓練等を実施し、その成果・反省から業務継続計画の内容を見直す、あるいは運用マニュアルを見直す・新たに作成するなどの行動につなげていくといったプロセスを一つひとつ積み重ねていくことが肝要である。

(2) 訓練・教育の実施

業務継続計画が実際に機能していくためには、職員一人ひとりが本計画の目的、役割を正しく理解し、実際の実務に生かされなければならない。

そこで、計画の内容を周知徹底していくとともに、職員一人ひとりの業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施していく。

なお、業務継続計画の見直し（維持・改善）や各種のマニュアルづくりにあたっては、職員の危機管理意識の養成、現場における応用能力の向上といった効果を期待して、関係各課の防災担当職員の主体的な参加を得て事務の遂行にあたるものとする。

(3) 対策班のマニュアル整備

非常時優先業務の円滑な実施を確保するため、各対策部・対策班における各々の業務の手順を明らかにしたマニュアルを整備する必要がある。現時点で各課が必要と考えている対応マニュアルは以下のとおりであり、原則として平成 26 年度内の完成をめざして作成作業に取り掛かるものとする。

なお、これらの対応マニュアルについても、継続的な見直し・改善が図られ、実務に生かされるものとなるよう努めなければならない。

表 6-1 今後整備を進める対応マニュアル（一覧）

No	担当部	課	マニュアル化する業務	備考（班）
1	市長公室	企画政策課	・災害時の広報、報道機関との情報交換	情報班
2		人事秘書課	・災害時の職員の参集状況・安否の確認 ・災害時勤務ルール（職員の健康管理）	職員班
3	総務部	総務課	・指定管理となっている施設の管理（緊急時対応、現場確認・調査等のルール化） ・電算システム復旧	総務班
4		財政課	・庁舎の安全点検（安全管理） ・市有財産等の被災状況の取りまとめ及び報告 ・緊急予算の編成	財政・調達班

5		税務課	・建物被害調査及び被災台帳の作成	調査班
6		収納課	・り災証明の受付・発行	
7	市民協働部	コミュニティ推進課	・災害時受付票等の作成	総務班
8		市民課	・避難所の開設・運営 (避難所運営マニュアルの見直し)	避難所班
9		地域安全課	・避難所の防犯対策 ・災害時要援護者の安否確認と応急対策	総務班
10	生活産業部	人権推進課	・避難所の開設・運営 (避難所におけるDV対策を加筆)	避難所班
11		生活環境課	・火葬	環境・輸送班
12		産業振興課	・農地、農業用施設及び農作物被害状況調査	産業班
13	健康福祉部	福祉課	・災害時要援護者の安否確認と応急対策 ・ボランティアセンターの開設・運営 ・義援物資の受入及び配分 ・日赤奉仕団への協力支援要請	救助班
14		高齢介護課	・災害時要援護者の安否確認と応急対策	救助班
15		児童課	・園児安否確認 ・保育園安全確認	教育施設班
16		健康推進課	・応急救護所の設置運営 ・避難所の開設・運営 (衛生管理、感染症予防、健康相談、支援保健師の調整) ・保健活動	救護班
17		保険年金課	・避難所の開設・運営(相談窓口)	救護班
18	建設部	都市整備課	・被害状況の調査・確認 ・排水対応(土地改良区、建設事業者等への指示)	土木班
19		計画建築課	・被災建築物の応急危険度判定 ・被災住宅の応急修理(手続き)	建築班
20	上下水道部	管理課		給排水班
21		工務課	・設備点検・被害状況調査	給排水班
22		下水道課	・設備点検・被害状況調査	給排水班
23	消防本部	総務課/消防署	・災害対応マニュアルの見直し (消防団員編見直し…団員の安全確保) (危険物施設の状況把握の手順)	警防班 消防班
24	会計管理者	出納室	・災害時における支払業務 ・義援金の受付及び配分	出納班
25	教育委員会	学校教育課	・教育施設の被害状況調査、施設の活用と応急復旧	教育施設班
26		社会教育課	・避難所の開設・運営 (避難所運営マニュアルの見直し) ・災害時要援護者の安否確認と応急対策	避難所班
27	監査委員	事務局	・義援物資の受入及び配分	救助班
28	市議会事務局	議事課	・災害時議員の安否確認	議会班

(4) 指定管理者等への周知と連携

本市が所有する施設の中で、指定管理制度を活用している施設や外郭団体が施設管理者となっている施設については、指定管理者ならびに外郭団体等の事業者に対し本計画の周知を図るとともに、大規模災害時の対応等について契約・協定等の締結を進めていく。

津島市業務継続計画

【風水害対策編】

平成 26 年 3 月 津島市

編集・発行 津島市市民協働部地域安全課
(防災グループ)

〒496-8686 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地

Tel (0567) 24-1111 / Fax (0567) 24-1791

E-mail anzen@city.tsushima.lg.jp